

～空き家と一緒に農地を「売りたい」方へ～

農地法第3条の**下限面積**を引き下げました

うきは市農業委員会は、平成29年11月1日から「うきは市空き家バンクに登録された空き家に付属した農地」を空き家とともに取得する場合であって、各種条件^{※1}を満たす場合、農地法第3条による下限面積（別段の面積）要件を1アールまで引き下げます。売買が難しい空き家に付属した農地について、下限面積を引き下げることによって、定住促進にも寄与し、遊休農地解消につながることを目的としています。

※1 主な条件は、

- ・適用を受ける農地の全てまたは一部が遊休農地であること。
- ・適用を受ける農地に付属した空き家は、うきは市空き家バンクに登録されていること。

1. 『空き家に付属した農地の指定申請書』を農業委員会に提出（農地所有者）
↓
2. 翌月の農業委員会総会において、適用する農地か否かの判断をし、公示
↓
3. 農地所有者へ判断結果の通知
↓
4. 農地法第3条許可申請書^{※2}を農業委員会に提出（農地所有者＋農地取得者）
↓
5. 翌月の農業委員会総会において、審議し許可書発行

※2 農地法第3条による許可を受けるためには、農地の権利取得をする方が、次の要件^{※3}を満たす必要があります。

- ・耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。
（この要件が1アールまで引き下げられます。）
- ・取得する農地のすべてを効率的に耕作すること。
- ・申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

※3 詳細は、うきは市農業委員会事務局にお問い合わせください。



●問合せ

◇うきは市空き家に付属した農地に関すること

うきは市農業委員会事務局 TEL75-4976

◇うきは市空き家バンクに関すること

うきは市うきはブランド推進課 TEL76-9059